

東日本大震災からまもなく12年 黙とう・半旗の掲揚のお願い

東日本大震災の発生から3月11日で12年となります。

未曾有の大災害により被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

町では、被災された方々への哀悼の意を表するために、3月11日に黙とうと半旗の掲揚を行います。各家庭や事業所などにおいてもご協力をお願いします。なお、3月11日の午後2時46分に合わせ、町防災行政無線により黙とうのお知らせを行いますので、町民のみなさんはそれぞれの場所で黙とうのご協力をお願いします。

☎総務課庶務係 ☎ 585-2112

「くにみプレミアム商品券」の利用期限が迫っています!!

くにみプレミアム商品券は、利用期限を過ぎると利用できませんので、忘れずに利用してください。

■利用期限

令和5年2月28日(火)

☎産業振興課商工観光係 ☎ 585-2238

くにみ子育て世帯応援給付金の申請はお済みですか？

くにみ子育て世帯応援給付金の申請期限が迫っています。対象者の方には、申請書を送付しています。

原則、期限後の受付はできませんので、まだ申請されていない方はお早めに手続きをお願いします。

■くにみ子育て世帯応援給付金とは

電力・ガス・食料品等の価格高騰により、家計への影響が大きい子育て世帯に対して、お子さん1人当たり15,000円を支給するものです。

■申請期限

令和5年3月17日(金)【必着】

☎福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

【家族介護教室】薬剤師から学ぶ「薬の正しい飲み方、飲ませ方」

高齢者に薬を飲ませる時の注意点は？ 飲みやすくする工夫は？…

薬剤師が「正しい薬の飲み方」のポイントを分かりやすく伝えます。

■日時 令和5年3月22日(火) 14時～15時30分

■会場 観月台文化センター 大研修室

■講師 薬剤師：齊藤賢一氏

■対象者 介護をしている家族、今後の介護に備えたい方

■参加費 無料

※参加希望者は3月17日(金)まで長寿介護係へ電話で申し込みをお願いします。

☎福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

「国見農業振興地域整備計画の変更案」の縦覧について

今後概ね10年後を見通した新たな「国見町農業振興地域整備計画変更案」を作成しましたので、関係書類を縦覧し広く意見を募集します。

■縦覧期間

令和5年3月16日(木)まで

■縦覧場所

国見町産業振興課

■意見を提出できる方

国見町内に在住の方、事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

■意見の提出方法

- ①記載事項：意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合は法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案以外に対しては意見書を提出できません。
- ②提出方法：持参、郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法
- ③提出先：国見町産業振興課農林振興係
- ④提出期限：令和5年3月16日(木)まで

■異議申出ができる方

国見農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する方

■異議申出の方法

- ①記載事項：異議の申出には、個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合は法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画以外に対しては異議を申し出ることにはできません。
- ②提出方法：持参、郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法
- ③提出先：国見町産業振興課農林振興係
- ④提出期限：令和5年3月31日(金)まで

☎産業振興課農林振興係 ☎ 585-2890

不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることもあります。

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

粗大ごみ収集日と ごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 **3月1日(木)、15日(木)**

粗大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付のないものは収集しません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

令和5年度配水管工技能講習会参加申し込み受付中

配水管工事事業者及び水道事業体等の水道技術者を対象として、講習会の参加申し込みを2月8日より受け付けています。詳細は公益財団法人日本水道協会にて確認のうえ、申し込みください。

■公益財団法人日本水道協会 URL

<http://www.jwwa.or.jp/haikan/>

※令和5年9月以降の講習会については、7月4日より受付開始されます。

■問い合わせ先

公益社団法人日本水道協会 配水管工技能講習会事務局 ☎ 03-3264-2496

ガラスバッジ（放射線積算線量計）測定結果の集計

令和4年8月1日から10月31日まで実施したガラスバッジの測定結果について、町全体の集計をまとめ、専門家で構成される福島県「放射線と健康」アドバイザリーグループへ測定結果と被ばくを避ける方法について助言を依頼し、次のコメントをいただきましたので報告します。

■配布・回収 測定希望者89名に配布し、85名回収した結果の集計になります。【回収率 95.51%】
紛失した方（4名）の結果は含まれません。

■測定結果・割合

最低値は未検出、最高値は0.1mSv。

※ mSv= ミリシーベルト

数 値	人 数	割 合
X（未検出）	84名	98.8%
0.1mSv	1名	1.2%

【結果数値の見方について】

- ・個人追加被ばく線量の表示が「X（エックス）」の場合、検出限界未満であることを示します。
- ・個人追加被ばく線量の数値は、小数点以下第2位を四捨五入したものです。
（例）0.05mSv以上0.15mSv未満⇒0.1mSvと表示
- ・自然放射線は除いた外部被ばく線量を示す数値です。

アドバイザリーグループからのコメント

1. 測定結果について

今回の測定は、現状における約3か月間の積算線量を把握するためのものでしたが、健康への影響が心配されるレベルの線量の方はいませんでした。

2. 日常生活のうえで被ばくを避ける具体的な方法について

日常生活で外部被ばくを避けるには、放射性物質から離れること、空間線量率が高い場所にいる時間を短くすることが効果的です。現状の線量は健康への影響を考慮しなければならないレベルよりも十分に低いですが、さらに線量を下げることが希望される場合、自宅など日常生活で長時間生活する場所の線量を細かく計測してみてもよいかもしれません。

また、内部被ばくを避ける方法については、福島県では食品中の放射性セシウムについて現在も放射性物質検査を実施しており、基準値を超えるものは市場に出回ることはありません。

ただし、自分で作った野菜や採取した野生のきのこ類、山菜などで線量が気になる場合は、お住まいの市町村に相談のうえ測定してみてもいかがでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料・国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など、申請により令和4年度の介護保険料・国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

※減免の詳細や申請方法については福祉課長寿介護係又はほけん課国保係にお問い合わせください。

■対象となる方

65歳以上の介護保険第1号被保険者又は国民健康保険被保険者で、①か②に該当する方

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入について30%以上の減少が見込まれる場合（その他前年の所得合計額などいくつかの要件あり）

■申請期限

令和5年3月31日☎まで

- ・介護保険料について ☎福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125
- ・国民健康保険税について ☎ほけん課国保係 ☎ 585-2785

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険「傷病手当金」の支給

国民健康保険の被保険者のうち、給与所得者が新型コロナウイルス感染症により仕事を休んだ場合は、申請により傷病手当金の支給を受けることができます。

※支給の詳細や申請方法については、ほけん課国保係にお問い合わせください。

■対象となる方

国民健康保険被保険者で、①か②に該当する方

- ①検査の結果「新型コロナウイルス感染症」と判定を受け、入院している又は軽傷あるいは自覚症状がなく自宅（指定の施設）で療養している場合
- ②発熱など自覚症状があり「新型コロナウイルス感染症」が疑われる場合

☎ほけん課国保係 ☎ 585-2785

水道管の水漏れ発見にご協力ください

町では、毎年専門業者に委託して漏水調査を実施し、漏水の発見・調査に努めています。

引き続き貴重な水を無駄にしないためには町民の皆さんのご協力が不可欠です。

もし道路上などで原因不明の水が流れているなど漏水の疑いのある場所を見つけたときは、上下水道課へご連絡ください。

☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997（夜間休日 ☎ 090-2796-5300）

宅地内漏水による水道料等の軽減

道路下の配水管から各家庭につながっている宅地内の給水装置（給水管、止水栓、蛇口など）は個人財産ですので、使用者又は所有者が維持管理を行うことが原則となっています。

宅地内の漏水の場合は、町指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。メーター手前の箇所でも漏水し水道料に反映しない場合についても、修理代は自己負担となります。

■水道使用料金等の軽減について

この冬の寒波の影響で水道管の凍結破損による漏水が町内で発生しています。町では漏水の状況によっては、修繕完了後に水道料等が軽減となることがあります。軽減には「水道料軽減申請書」により申請が必要となります。申請手続等については、お早目に上下水道課へお問い合わせください。

☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997